

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1043））

2. 日時：平成30年6月15日 ①18時00分～19時10分

②19時50分～20時55分

3. 場所：①原子力規制庁 8階南会議室

②原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、山口安全管理調査官、義崎管理官補佐、正岡主任安全審査官、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、穂藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他15名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「43条 重大事故等対処設備」、外部事象に対する放水路ゲートの閉止機能の防護方針について説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

<43条 重大事故等対処設備>

- 重大事故等対処設備の設備分類について、重大事故等の緩和のためのものか防止のためのものか等を十分に整理した上で改めて考え方を提示すること。
- 格納容器内の不活性化に用いる窒素供給装置の機器クラスを「一」とした考え方を整理して提示すること。
- 今回のヒアリングでは、社内の特定の担当部署が参加しておらず、必要な事実確認ができなかった。十分な体制を整えた上で改めて考え方を提示すること。

<外部事象に対する放水路ゲートの閉止機能の防護方針>

- 申請書の信頼性について審査会等において再三指摘を繰り返しているにも関わらず、本件のようにこれまで説明のなされていないものが出てきている。今後行うとしている設置変更許可申請の補正の際には、社内で行ったチェックの結果を提示すること。
- 放水路ゲートの機能のうちどの機能をMS-1として設計するのか整理して提示すること。
- 外部事象により補修が必要な場合の対応について、保安規定やその下位文

書に記載する内容を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 第43条 補足 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定 比較表
- ・ SA設1-4-12 改0
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止